

景観協定

(1) 景観協定とは

土地所有者等（土地所有者及び借地権を有する者）が、その全員の合意により、建築物・緑・工作物・看板・青空駐車場など景観に関するさまざまな事柄を一体的に「景観協定」として定めることができる。

（景観法第81条）

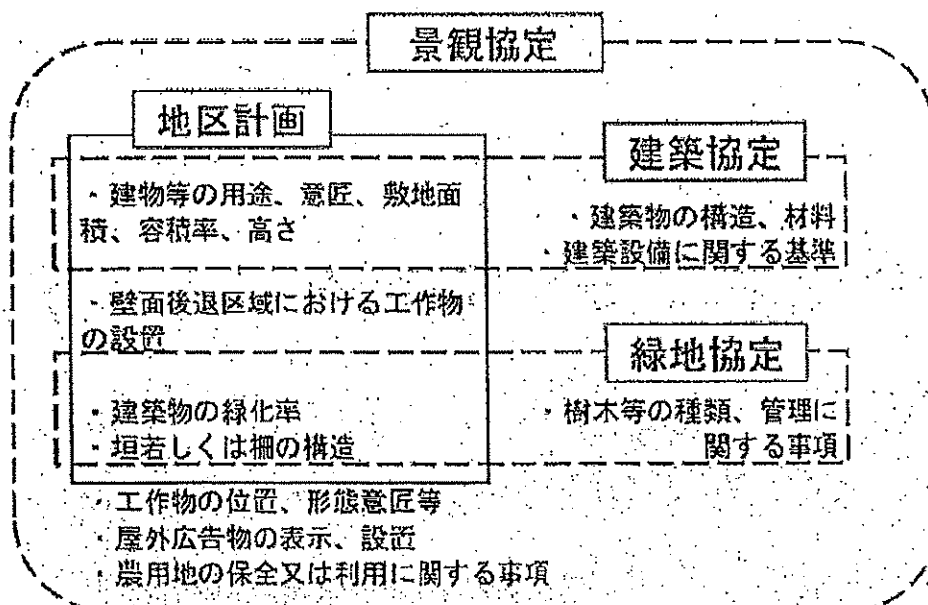
(2) 景観協定で定めることができる内容

- イ 建築物の形態意匠に関する基準
- ロ 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準
- ハ 工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準
- ニ 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項
- ホ 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準
- ヘ 農用地の保全又は利用に関する事項
- ト その他良好な景観の形成に関する事項

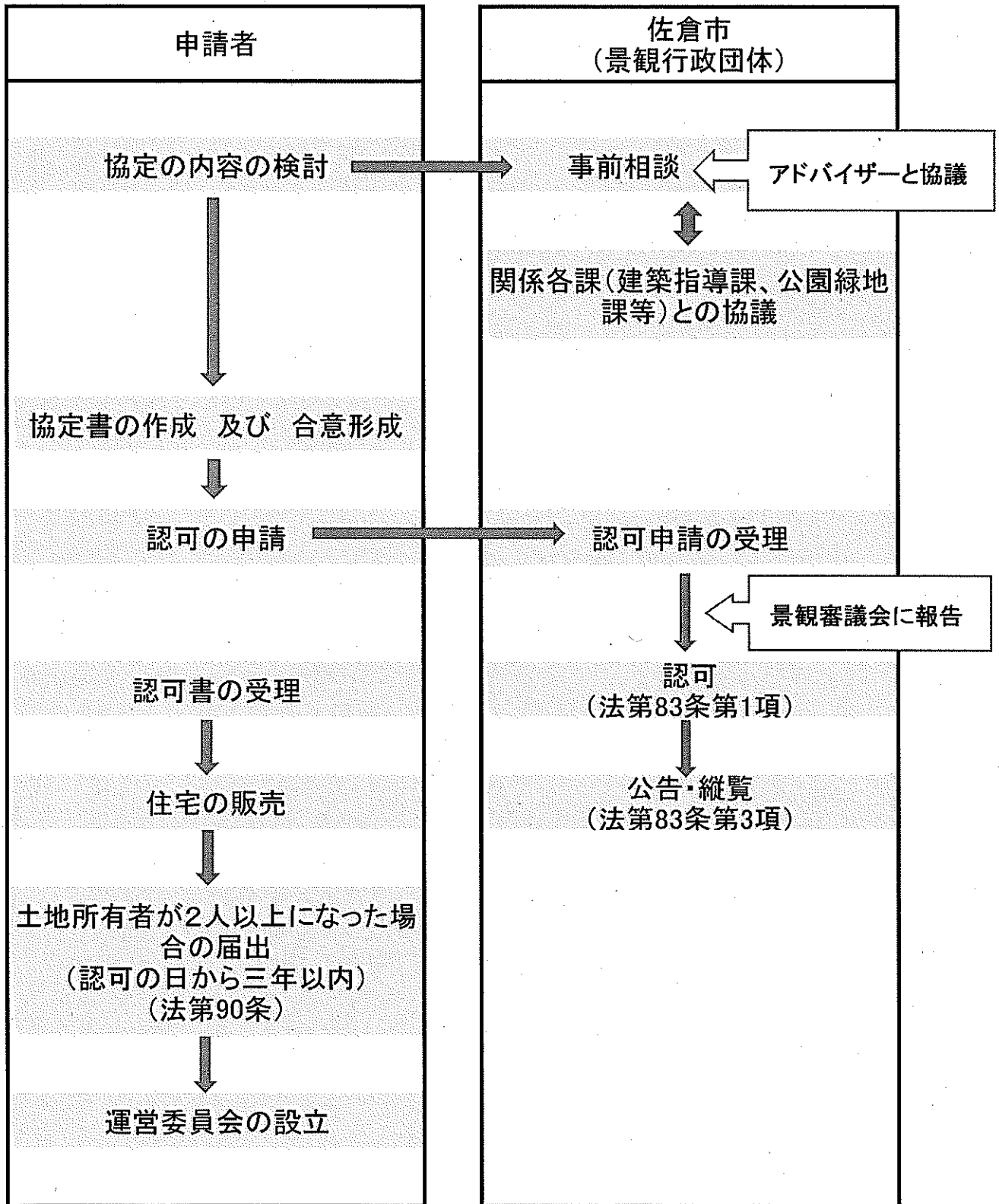
(3) 景観協定の認可と運営

- ・認可主体は景観行政団体の長（佐倉市長）
- ・景観協定の参加者は協定のルールを厳守
- ・認可後は景観協定を運営する組織を設置し、運営を行い景観協定を維持していく
- ・新たな土地所有者等にも景観協定は有効となる

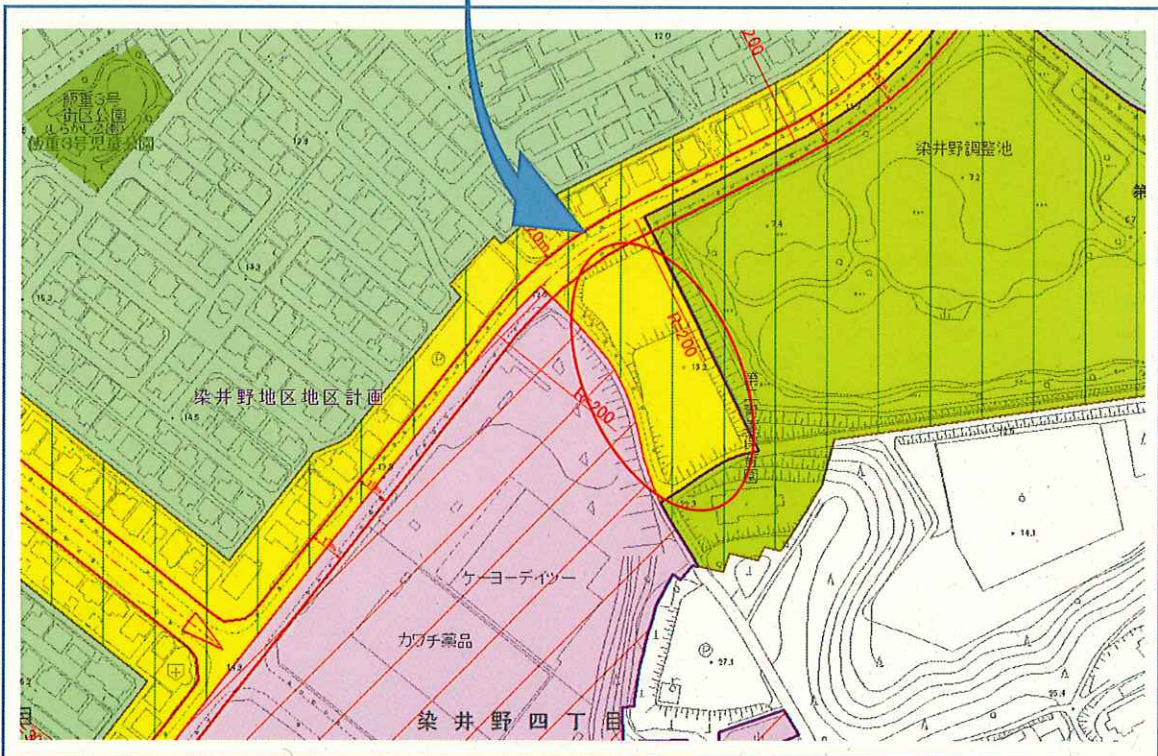
(4) 他のまちづくりに関する諸制度との比較（定めることのできる範囲）



景観協定の手続きの流れ(一人協定の場合)



景観協定予定区域



景観協定予定区域と周囲の状況

